

入札監理小委員会
第217回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第217回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成24年5月18日（金）14:08～14:49

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 事業の評価（案）等の審議

○消費動向調査（内閣府）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、宮崎専門委員、尾花専門委員

（内閣府）

経済社会総合研究所 景気統計部 中垣部長、池本研究専門官

（事務局）

栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから第217回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、内閣府の「消費動向調査」の実施状況及び事業の評価（案）についての審議を行います。

本事業につきましては、平成23年4月から平成24年3月までの1年の契約期間として、民間競争入札により事業を実施したところですが、まずは事業の実施状況について、内閣府経済社会総合研究所景気統計部中垣部長より御説明をお願いしたいと思います。

御説明は10分程度でお願いします。

○中垣部長 初めまして。内閣府の中垣でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日、「消費動向調査」の実施状況について御説明させていただきます。まず、「消費動向調査」そのものについて、こちらの青い冊子、調査結果の報告書をご覧ください。

1枚おめくりいただきますと、「調査の概要」を書いてございまして、この調査は、今後の暮らし向きの見通しなど、消費者の意識を把握するものでございます。そして、2にありますとおり、6,720世帯を対象に、4の通り、毎月1回、調査客体の自計による訪問留置調査を行っているものでございます。5.に調査事項が書いてあるところでございます。

伝統ある、長い歴史を持った調査ですけれども、平成22年すなわち一昨年から公共サービス改革法に基づき民間競争入札を行っております。したがって、ここで本件を御説明するのは、昨年度に続き2度目になりますので、若干重複があることを最初におことわりいたします。

次に、右上に（別添）とある「民間競争入札実施事業「消費動向調査」の実施状況について」という資料をごらんいただければと思います。

「Ⅰ．事業の概要」をごらんいただきますと、「1．事業内容」は、「消費動向調査」を行う上でのここに書いてございますような一連の業務、調査員の確保、指導から統計表の作成にかかるまでの業務でございます。契約期間は、昨年度23年度1年間。受託者は社団法人新情報センターでございます。

本資料には、以下、「Ⅱ．確保すべき質の達成状況及び評価」では、質的な観点からの評価が書いてございます。次に、コスト面での評価、更には、具体的な事業の実施状況の3点をまとめた資料となっております。以上、3点について簡単に御説明いたします。

まず「Ⅱ．確保すべき質の達成状況及び評価」は、本調査では、調査の確実な履行のために、調査のいろいろな時点について確実にチェックすることを、受託事業者から適切に報告を求めることによって確保することを考えておりまして、具体的には、1ページの下の方でございます①～⑩の全10項目についての報告義務を事業者に対して課してきたところでございます。このうち、1ページにあります①、④、⑧、この3点について具体的にどのようなことを行ってきたかを簡単に例示として御説明いたします。

まず2ページ目の「(1)調査世帯等からの問い合わせ等への対応」で、先ほど申し上げた10項目のうちの①に相当するものですが、調査世帯からいろいろな問い合わせがあるわけですが、具体的には、回収日時の希望とか、本当にこういう調査をやっているのか

とか、そのような件については、2名の専任オペレーターを配したフリーダイヤルを設置して対応しております。また、対応の内容についても、マニュアルによる標準化を図っておるところでございます。昨年度については、全部で134件の対応をしているところでございます。

また、第2点目の「(2)調査状況の監査」は、調査が適正に行われているかということですが、調査区が全部で336設定してございますが、各調査区から最低1世帯、総計ではおおむね500世帯、つまり、全体の1割に対して受託事業者が直接電話で確認をとっております。そのことにより調査の妥当性を担保しております。その中で得られた結果のうち、例えば訪問時間を事前に決めてほしいというような点、要は、改善に向けてアクションをとり得る点については、担当調査員にフィードバックするなどして、質の向上を図っております。

それから、3点目は3ページ目の(3)にございますけれども、調査票の審査・疑義照会ということで、調査票の中身をより適正にするために、調査票についてはダブルチェックを行っておりまして、調査員が調査世帯で回収するときに、最初の確認を行うとともに、次に、事業者本社でもう一度見るということをしておるところでございます。

このうち、ダブルチェックの后者の方、事業者本社における毎月の審査結果の動向がこの表にありまして。昨年度で申し上げますと、258件について対応しているということでございます。「2. 目標回収率」については、仕様書で定めた目標回収率は70%でしたが、それを上回る74.8%という数字を確保しているところでございます。「3. 評価」では、以上のような状況を踏まえ、回収率が目標を上回っているということで評価するとともに、また、定期的な報告についても遅滞なく、統計制度の維持の観点からも十分な対応がとられたものと評価できるとしておるところでございます。

「Ⅲ. 実施経費の状況及び評価」で、今度はコスト面からのチェックでございます。表の一番下の欄が合計金額です。当初の見積が170,100千円に対して、実際の実施経費は171,330千円で、123万円の超過となっております。しかし、ここには、東日本大震災への対応等も影響していると考えております。

具体的には「1. 人件費」について、調査実施市町村を震災の影響で変更することが必要になったものですから、新たな調査員を配置したことなどから、差し引き超過が出ています。また、「3. 事務費」について、調査実施市町村の変更によりまして、「①通信費」、「⑤住民基本台帳等閲覧料」が追加的に発生したという状況がございます。しかしながら一方で、「2. 旅費」については、事前に調査世帯への電話連絡をするなどして、訪問回数を減らすなどの効率化努力を図ったことにより、交通費が見積を下回っております。また、「3. 事務費」の「②印刷費」についても、印刷発注を年度当初等にまとめてかけることで効率化を図ったというところがあります。

一方で、「4. その他」は266万円の超過となっております。これは、受託事業者が事務所の移転によって一層の経費削減を図ろうということで、22年度も当該事業者が受託した

のですが、22年度の「その他」の実績は21,070千円だったところ、もともとの見積は15,716千円と、大きな効率化を見込んだのですが、実際には、減少額が当初の想定よりは小幅だったということで、結果として、見積を上回っているということでございます。

4ページの真ん中に、以上を踏まえた価格面での評価がございましたけれども、実施経費が契約金額（見積経費）を上回っているものの、東日本大震災への適切な対応等の観点からやむを得ない増加であったと評価しているところでございます。

次に「Ⅳ．事業の実施状況」でございます。全体としては、仕様書に基づき、更には、事業者の創意工夫に基づき適切に行われていると考えておりますけれども、具体的には、5ページ目の「2．実査準備」の「(1)調査員の確保・指導」がありますが、調査の質を確保するために、336名の調査員、つまり、1調査区に1名ずつの調査員を配し、彼らに対して、事業者作成の「調査マニュアル」に沿った研修を行っているという状況があります。

また、6ページ目の一番下の表は、調査世帯を決定するに際して、調査員が平均何回ぐらい訪問しているかがわかるわけですが、最後まで会えないこともあるわけですが、面接にこぎつけた世帯に訪れるまでに、一般世帯（複数名の世帯）では2.4回、単身世帯では2.6回の訪問を繰り返すことで、結果として、調査を依頼するというアクションにこぎつけているということでございます。

7ページ目は、調査世帯について、途中で転居されたり、拒否されたりというようなことがどのぐらいかということをお示ししたのですが、昨年度については、全体で690世帯の入れ替えを行っている。つまり、全体で6,720でございますから、全体の約1割を入れ替えておるところでございます。

7ページの「(3)調査票の検査・照会対応等」の数字は何かといいますと、先ほど、調査票の中身の質の向上のためにダブルチェックをしているということだったのですが、そのうちの最初の調査員によるチェックがどのぐらい行われているかということでございますけれども、「記入不備」と「矛盾」で、昨年度は、全体で176件になっておるところでございます。

更には、このページの一番下でございますが、最後にデータを集計するに際しては、事業者独自のチェックシートを用いて、要は、違う目で、担当者間で相互にエラーチェックを行っているということで、全体として、非常にきめ細かな対応が図られておるのではないかと考えておるところでございます。

23年度については以上ですが、本事業については、一層の業務の効率化の観点から、25年度（来年度）から郵送調査に全面移行することを目指しております。このため、今年度24年度については、今申し上げたような、従来までの訪問留置法による調査を引き続き本調査として行うとともに、並行して7月から郵送調査を行うことになっております。

今後の調査についても、引き続き御指導をいただきながら、よりよいものとしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○小林副主査　ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府公共サービス改革推進室より説明をお願いします。

説明は5分程度でお願いします。

○事務局 資料A-2で御説明をさせていただきます。

「Ⅰ 事業概要等」の「1 実施の経緯及び事業の概要」は、今し方、景気統計部様から御説明いただきましたので、割愛をさせていただきます。1ページの一番下の「2 受託事業者決定の経緯」でございますが、入札参加者は4者であり、いずれも入札参加資格を満たしていた。平成23年2月15日に開札したところ、1者が予定価格を上回りまして、予定価格の範囲内であった3者について総合評価を行い、総合評価点の最も高い1者、社団法人新情報センターが落札をしたという結果でございます。

めくっていただきまして、2ページ一番上は、平成24年度（今年度）の事業については、1年間を契約期間として実施をしております。こちらも新情報センターが落札をしたというところでございました。

次に「Ⅱ 評価」についても、各月の回収率については御説明をいただいておりますが、東北3県で震災の影響はございましたが、年間平均で74.8%という回収率を達成しております。毎月70%以上も達成されているという状況でございます。

2ページ「(イ) 評価」は、受託事業者は336名の調査員を確保し、独自に作成した調査マニュアルを用いて事前に研修を行い、本マニュアルに基づき調査を行うよう指導した。本調査では、毎月約450調査世帯について対象を入れ替えて実施している。新規調査世帯については調査本が訪問し協力依頼を行った上で、調査員が調査世帯を訪問することにより回収を行った。この結果として、75%を達成しているというところでございました。

次に3ページ。こちらも実施状況は割愛させていただきます。「(イ) 評価」は、毎月調査ではありますが、短期間に調査票の回収から集計までを行うことが必要となるが、調査世帯からの照会については、市場化テスト開始前の平成20年度の実績の約2倍となる134件について確実に実施し、また、照会対応のためのマニュアルや集計結果の異常値の有無など審査項目をまとめたチェックシートを独自に作成して、内閣府への報告が遅れることなく、効率的かつ適切に業務を実施できたことは高く評価できるというところでございます。

それから、「3 実施経費についての評価」は、市場化テスト開始前の従来経費約2億円と比べまして、340万円の削減ができたということで、経費削減が評価できるというところでございます。

最後4ページの一番上ですが、市場化テスト開始後の1期目との比較もしております。1期目は1億7,600万円に比べても、微減ではございますが、96.6%という形で経費は削減されているというところでございます。

最後、「4 評価のまとめ」で、経費、回収率等についても、達成しているというのが上半分でございます。先ほどの御説明と重なりますけれども、本業務は、本年度7月から、

訪問留置調査と郵送調査を試験的に実施するものということで、並行実施をします。25年度から、訪問留置調査から郵送調査への完全移行を予定しております。これに合わせて、25年度からの契約期間を複数年、具体的には3年間という形で検討をすることを確認しておりますが、民間事業者の工夫を生かした事業実施を図る観点から、実施要項において、本実施状況の内容とともに、新たに実施する郵送調査の実施状況において、十分な情報開示を行って、引き続き民間競争入札を実施することが必要と考えられる、という形でまとめさせていただきました。

以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、御意見・御質問をお願いいたします。

○宮崎専門委員 別添の「入札実施状況」の資料の3ページの「2. 目標回収率」ですが、これは実績だと思いますが、毎月の回収率がほぼ74.9%でずっと同じ率であるというのは、何かしら事業者さんの側で、例えば理由とか要因とか、何か想定されることがもしあれば、これは今後も続いていくわけですから、阻害要因とか、何か考慮すべきものがあれば、今後の要項とかを考える上で何か参考になるのではないかとということをふと思ったものですから、どのように受けとめていらっしゃるかをちょっと伺いたいのです。

○中垣部長 もともとの我々の仕様書で定めた目標率は70%ですけれども、この事業者は提案してくるときに、目標回収率を独自に75と設定しておりまして。できるだけその水準に近づけるよう、ここで申し上げたような努力を重ねている結果ではないかと思うのです。

○池本研究専門官 調査を引き受けてくれる方をいかに探すかというところに尽きるのかなという気もしてしまして、無作為抽出で行っている調査ですので調査区内で一度名簿をつくってから、ランダムに選び出してお願いに伺うわけですが、皆様御事情がありますので、必ずしも引き受けてはいただけないと。その中で、調査員の方々に御努力いただいているところでして、その成果がこの75%につながっているのではないかと思います。

○宮崎専門委員 同じ資料の6ページを見ると、調査票の回収の仕方として、新規世帯は最初に依頼して、継続世帯に関しては、回収する際に翌月分も置いておいて、今度取りに行くというようなものも入れているようですので、一回お引き受けいただいた方は引き続き継続して協力いただけるというふうに、そうすると、比較的率が安定するとすれば、スタートのところが勝負どころというか勘どころで、その辺が創意工夫とか、今後進めていく上で何か検討の余地があるのかなという印象を持ちました。

○小林副主査 これは、内閣府でやっていたときは、74.6%とどこかに書いてありましたね。公共サービス改革推進室の資料の2ページの下から5行目に20年度の実績は74.6%。一応目標としては、70%というよりは、本当は74.6%。だから、よくやっているとは思いますがけれども、何となく、逆に言うと、74.9%のところを努力をやめたのかなという気もしないでもないというか、結果としてそういうふうになっているとは思いますが、

だから、工夫としては、もう少しストレッチのあるといいますか、事業者さんに。

○中垣部長 努力を求めると。

○小林副主査 と言った方が本当はいいかもしれないなという感想です。評価書の方に74.6%と書いてあるので、ベンチマークとしては、実績の74.6%かなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○逢見副主査 東日本大震災の影響のところでちょっと伺いたいのです。こういう毎月調査で客体が個人であるという場合に、こういう大きな災害が起きた場合に、調査回収が困難であるという判断をして、被災地の調査世帯に、ここは回収しなくてもいいという指示をする。次に、調査対象地域の変更を行って、そこから、地域でまたサンプリングして客体数を選ぶ。今回は、そのために事業者は調査員を新たに追加しなければいけなかったということで、経費増という問題があります。一方で、回収率が下がれば、データ入力等のコストは下がる。増えるコストもあるし、減るコストもある。全体として、これは自然災害ですから、事業者の責にはよらない問題ではあるのですが、結果として経費増になることの問題をどう考えるかということです。伺いたいのは、1つは、調査回収変更という判断をして、それを事業者に指示するという中で、スピーディな対応、要するに、事業者にしてみると、きちんとその指示を受けて、その指示を的確にこなすだけの時間的余裕を持ってやれたのかどうかということですね。

それから、コスト増・コスト減という問題について、今回はそう大きな金額ではないのですが、もし、これが大きなものになったときに、その責をどこがどう負うべきかとか、我々もこれから統計調査でこういうケースがいろいろ多分あるのだろうと思いますけれども、事業者に委託した場合のそういった問題について、実際にはどういう対応だったのかというのを伺いたいのです。

○池本研究専門官 まず震災があった当日に事業者に入電を入れて、状況がわかったら逐次教えてほしいと依頼しました。情報が入ってくるにつれて、特に東北3県の岩手・宮城・福島の辺りでは、調査が無理な調査区があるという情報が入ってきまして、私どもの統計部でも議論はいたしたのですが、被災されている方々及び調査員に無理を強いることは、危険を強いることは決してしてはいけないだろうということを第一に考えまして、事業者可能な範囲内で調査区を変更するという方法を考えてもらえないかということをお願いしました。結果的には、岩手・宮城・福島の5つの調査区について、調査区を切り替え、ただ、切り替える際にも、事業者側から、逐次、どのエリアだったら調査は可能なかということも情報をいただきながら相談して決めていきまして、その5調査区について、6月から調査を新しく開始したということです。

事業者側のコスト増もありますので、こちらからは、その点でも無理は言えませんし、また、被災地で無理に調査を行うことにもまた問題はあると思いますので、その辺りは悩みながら、事業者とまさに相談しながら進めたのが実態でございます。

○逢見副主査 では、割と早いうちから緊密な連絡ができていたということですか。

○池本研究専門官 はい。その点では、非常に助かったと思っております。

○小林副主査 こういった突発的なことが起こったときに、どちらがそのリスクを引き受けるのかというようなことは、契約上はどのようなのですか。協議によって対応、といった記載はあるものでしょうか。

○事務局 天災地変など不可抗力への対応については普通の契約書ですと、「双方協議のうえ」といった書き方をしていたと思います。

○尾花専門委員 前年の御説明をいただいているかもしれないのですが、1点目の調査内容の正確性の確保について伺いたいのです。恐らく正しい情報をいかにとるかというのが大事な事業だと思ひまして。まずは、調査員の選択基準はどういう形になっておられるのでしょうか。

○池本研究専門官 私から説明いたします。

こちらの方から、仕様書上は、実施要項上は求めておりません。ただ、各調査会社、調査員を抱えているところでは、一定の基準を設けて、面接をした上で採用をされていますので、各事業者さんから提出される企画提案書の中では、どういう基準で調査員を採用しているのかということも書いていただいております。ですので、私たちもそれを読んだ上で、技術等審査のプロセスの中で、その点を加味して得点を入れるということにしていますので、この事業者については問題なく選んでいただいているのかなと思っていますところ。

○尾花専門委員 わかりました。

そうすると、例えば、この調査員さんたちで、回収のノルマとか何か。回収率によって報酬が変動するとか、そういうような仕組みになっているのですか。

○池本研究専門官 報酬の仕組みまでは把握してはいないのですが、ただ、例えば新情報センターであれば、調査区ごとに75%を何としても確保するという方向で進めてくださっていますので、すなわち1人の調査員の方が必ずそのエリア内で75%を確保することは、ある意味ノルマが課せられていることだと思います。

○尾花専門委員 ちょっと性格の悪い質問で申し訳ないですが、恐らく、その75%を達成するために、ご自分で書いてしまうみたいな危険性もあるかもしれないと思うのですね。国勢調査などでも聞きますが、そういったものを防ぐための何か。

○中垣部長 この紙（別添資料）で言いますと、2ページ目に「調査状況の監査」がありますけれども、受託事業者は集計結果を内閣府に提出する前までに、不適當な調査票の提出がなかったかという調査をしています。要は、これがまさにおっしゃられたようなリスクに対応するためのものでございまして。受託事業者が直接調査世帯にランダムに電話をかけまして、きちんと調査に来ているか、適切に訪問し、適切にやっているかということ、調査世帯に対して直接チェックしております。

○尾花専門委員 裏をとっているということですね。

○中垣部長 はい。

○尾花専門委員 それは大体どのぐらいの割合でとっておられるのですか。

○中垣部長 今、全調査区について必ず1世帯入れていますので、毎月おおむね500世帯やっております。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

○小林副主査 私もちっと気になった記載ぶりですけれども、内閣府の実施状況についての方の実施経費のところすけれども、いつもこういう書き方だったのですか。見積経費と実施経費という書き方でしたか。

○事務局 実施経費ですね。

○小林副主査 つまり、この評価（案）では、実施経費という言葉で統一されているじゃないですか。見積経費が実施経費ではないですか。見積経費は委託費という意味ですね。だから、委託した金額という意味で、それについて事業者が実際どうだったのかということで報告してきた実績値が実施経費ですね。これは、言葉がちょっと錯綜してしまって、ミスリードすると思うのですよ。だから、ちょっと気をつけた方がいいかなと思いました。

委託費ということで、国の方では、その削減額を把握すればいいではないですか。先ほどの震災だとかというような突然の大きな事情変更があったときには、協議によって、もしかすると、どちらが経費を負担するかということはあるかもしれないので、実際に、その業者さんが予想もしなかったのに出てきてしまったコストで、国が後で追加的に払わなければいけないことが出てきましたといったときには、やはりこういうのは必要だと思うのですけれども、どうしてもこれが出てくると、事業者さんは実際にはコスト増になってやっっているのですということを、国民的にはどういうふうにとらえたらいいのかという、いつも悩ましいのですね。だから、ある意味こんなに詳しく書かなくてもいいのではないかと思ったりするのです。

○栗田参事官 今までの経緯を御説明させていただきますと、この事業の2期目ということですので、前年も同じような形で整理をしていただいたということがございます。ほかの分野では、このような形で、実施の実際にかかった経費というところまで御紹介はしておらないのですね。統計の方は、統計の分科会に御所属の先生から、法施行の当初のころお問い合わせがあった関係で、実施府省の方が入れてきてくださっているというケースが比較的多いということで、我々の方で、事業評価のコストの比較をしますときには、実際にかかった経費というところではなく、内閣府の評価書に書いてあるデータで削減のところを見ているということでございます。気になるようであれば、外に出る資料でもございますので、実施経費のところを、少し書きぶりを工夫する、もしくは、ほかの事業並びに取ってしまうというような形の処理をした方がよろしいと、そういう御指示であれば、そういうふうに対応いたします。

○小林副主査 そうした方がいいような気がしますね。事業者が本当はもっと効率化できたけれども、事業者さんのコストダウンがうまくいかなかったのですということです。それは別に国民の負担になる分ではないのですということです。だから、情報として具体的に出てくると、これをどうやって読んだらいいのかということになるので、少し混乱します

ね。だから、国の経費として支払った分はこれだけで、あとは事業者さんの自分たちの努力でやっているということなので。

○栗田参事官 後ほど御相談させていただいて、そこは内閣府の評価（案）の整理に揃えるという方向で。

○宮崎専門委員 確認ですが、要は、この表でいくと、一番左の見積経費が国側から出る委託費の実績額ですね。

○栗田参事官 そうです。

○宮崎専門委員 実績費は、事業者さんの実施報告で、その額ですね。ですから、あえて言うと、一番左の見積経費がどちらかというと実施額で、あえて何かと対比するのであれば、前年度の実施額と当年度の実施額が、国の負担が増えた・減ったというところですね。

○小林副主査 そこをちょっと工夫してもらっていいですか。

○栗田参事官 はい。

○小林副主査 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、「消費動向調査」の事業の評価（案）に関する審議はこれまでとさせていただきますけれども、今の書きぶりのところは どうしますか。お任せするのですが、こんなふうに変えましたというのを。

○栗田参事官 内閣府の同種の整理の仕方と同じように整理をさせていただければと思います。

○小林副主査 はい。

事務局から、何か確認すべきことはございますか。

○事務局 事前打ち合わせでいただいたところですが、3ページの「(イ) 評価」で、「平成20年度」と急に出ているので、この前の「市場化テスト開始前」を一言入れて、混乱のないようにやりたいと思います。

ほかにつきましては、市場化テスト開始前の従来経費と記載をしておりますので、それに合わせるということで変えさせていただきます。

○小林副主査 ついでに、2ページ目の「(イ) 評価」の「年間平均回収率も平成20年度の実績」もつけた方がいいですね。

○事務局 はい。そういう形で修正をさせていただきます。

○小林副主査 あと、ほかにつけるところはありますか。

では、若干修正いただくことがありましたけれども、本日の審議を踏まえて、本評価（案）について、事務局は内閣府と更に協議を行っていただいて、その結果を当小委員会まで御報告いただくようお願いいたします。

委員の先生方におかれましては、本件に関する監理委員会への報告等については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、本件に関しては、そのように進めさせていただきます。

本日の入札小委員会は、これで終了いたします。次回開催については、追って連絡いたします。

本日はありがとうございました。